
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和8年第1回 *
*

(令和8年2月16日)

目 次

令和8年2月16日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 1 号	専決処分報告について 「令和8年専決第1号 令和7年度柏原市一般会計補正予算（第13号）」	別冊
議 案 第 2 号	令和8年度柏原市一般会計予算	別冊
議 案 第 3 号	令和8年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算	別冊
議 案 第 4 号	令和8年度柏原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案 第 5 号	令和8年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案 第 6 号	令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計予算	別冊
議 案 第 7 号	令和8年度柏原市下水道事業会計予算	別冊
議 案 第 8 号	行政財産の貸付けについて	1
議 案 第 9 号	市道の路線認定について	2
議 案 第 1 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	3
議 案 第 1 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	4
議 案 第 1 2 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議 案 第 1 3 号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	7

議案第14号	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	9
議案第15号	柏原市行政手続条例の一部改正について	11
議案第16号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	14
議案第17号	柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について	29
議案第18号	柏原市乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について	31
議案第19号	柏原市介護保険条例の一部改正について	34
議案第20号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	40
議案第21号	国民健康保険診療所条例の廃止について	48
議案第22号	柏原市下水道条例の一部改正について	50
議案第23号	令和7年度柏原市一般会計補正予算(第14号)	別冊
議案第24号	令和7年度柏原市一般会計補正予算(第15号)	別冊
議案第25号	令和7年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	別冊
議案第26号	令和7年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第27号	令和7年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第28号	令和7年度柏原市下水道事業会計補正予算(第2号)	52

議案第8号

行政財産の貸付けについて

次のとおり、行政財産を貸し付ける。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 貸付物件
名 称 柏原市立市民交流センター

延べ床面積 83.688平方メートル（1階フリースペース及び
ウッドデッキテラスの一部）
- 2 貸付目的 柏原市立市民交流センター内のフリースペース及び
ウッドデッキテラスの一部を軽食等を提供するカフェ
として運営してもらうため貸し付けるもの
- 3 貸付けの相手方 柏原市国分市場1丁目3142番地
株式会社 e g a o m a k e r
代表取締役 伊勢田 崇仁
- 4 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 貸付料 月額20,899円

議案第9号

市道の路線認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

記

認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
13-60	太平寺 60 号線	太平寺 2 丁目 530-6 地先 太平寺 2 丁目 531-1 地先	
22-41	玉 手 41 号線	玉手町 22-8 地先 玉手町 22-乙地先	
27-64	市 場 64 号線	国分市場 2 丁目 1729-2 地先 国分市場 2 丁目 1732-1 地先	
28-49	東 条 49 号線	国分東条町 2371-15 地先 国分東条町 2371-6 地先	
28-50	東 条 50 号線	国分東条町 2354-16 地先 国分東条町 2365-14 地先	
28-51	東 条 51 号線	国分東条町 2354-11 地先 国分東条町 2354-4 地先	

議案第10号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第11号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第12号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」
に改める。

- (1) 柏原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年柏原市条例第47号）第6条
- (2) 柏原市監査委員条例（平成2年柏原市条例第1号）第4条
- (3) 柏原市下水道事業の設置等に関する条例（令和6年柏原市条例第24号）第5条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第13号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金交付審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表柏原市都市計画道路田辺旭ヶ丘線再評価委員会の項の次に次のように加える。

柏原市地域公共交通協議会	市の区域内における総合的な公共交通政策の推進についての協議に関すること。
--------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

柏原市行政手続条例の一部改正について

柏原市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市行政手続条例の一部を改正する条例

柏原市行政手続条例（平成9年柏原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条前段中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条中「「同項第3号及び第4号」」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「「同項第3号」」を「「第27条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市行政手続条例第14条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第16号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年柏原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第3条第1項関係）

職員の区分	職務の等級 号給	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特2等級	特1等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	

44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				

91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

別表第2 医療職給料表（第3条第1項関係）

職員の 区分	職務の 等級 号給	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級	特 1 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	

44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	

91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		

138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同項第3号ア中「掲げる職員の区分に応じた」を「定める」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第22条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年柏原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000 円
2	455,000 円
3	508,000 円
4	574,000 円
5	655,000 円

第7条第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

(柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柏原市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第6条の2第3項中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

別表を次のように改める。

別表 会計年度任用職員給料表（第4条第1項関係）

職務の 等級	1 等級
	給料月額
号給	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200

54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200
77	263,500
78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700
82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中、第1条、第3条（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の改正規定に限る。）及び第4条（柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、その他の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（附則第5項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和8年1月1日からこの条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第6項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 4 第4条の規定による改正後の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第7項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表の規定は、令和8年1月1日からこの条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 7 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の柏原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 8 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例（令和４年柏原市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第４条から附則第６条までの規定中「第１条の規定による改正後の」を削る。

議案第17号

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部改正について

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例の一部を改正する条例

柏原市文化・スポーツ国際交流基金条例（平成3年柏原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>35万円</td></tr><tr><td>10万円</td></tr></table>	35万円	10万円	を	<table border="1"><tr><td>40万円</td></tr><tr><td>15万円</td></tr></table>	40万円	15万円	に改める。
35万円								
10万円								
40万円								
15万円								
	」		」					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

柏原市乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について

柏原市乳児等通園支援事業の実施に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 柏原市立市民交流センター

(2) 位置 柏原市安堂町115番地1

(利用の対象者)

第3条 施設を利用することができる者は、生後6か月から満3歳未満の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「子ども」という。）とする。

(休業日等)

第4条 休業日は、柏原市立市民交流センター条例（令和7年柏原市条例第16号）別表第1に規定する子育て支援センターの休業日とする。

2 事業を実施する時間は、柏原市立市民交流センター条例第4条に規定する開館時間内において規則で定める。

(利用時間等)

第5条 子ども1人当たりの1日の利用時間は、3時間を上限として規則で定める。

2 子ども1人当たりの1月の利用時間の上限は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の32に定める時間とする。

(利用許可)

第6条 施設を利用しようとする子どもの保護者（子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。）は、規則

で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、規則で定める施設の利用定員を超えない範囲で利用の許可をすることができる。

(利用許可の取消し)

第7条 市長は、施設を利用する子どもが子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定を取り消されたときは、施設の利用の許可を取り消すことができる。

(保育料)

第8条 施設の使用料(以下「保育料」という。)は、子ども1人につき30分までごとに150円とする。

- 2 前項の保育料は、施設を利用するときに納めなければならない。

(保育料の減免)

第9条 市長は、施設を利用しようとする子どもが属する世帯が規則で定める世帯である場合は、規則で定める額の保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行について必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第19号

柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

柏原市介護保険条例（平成12年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「給与所得又は」を「給与所得（次条及び第13条において「給与所得」という。）又は」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第12条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用があ

る場合には」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額とし

て、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収

入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「並びに」を「、」に、「による介護納付金」を「による納付金」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の12の次に次の6条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額と

する。

2 第11条第2項の規定は、前項の子ども・子育て支援納付金賦課額について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の16 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の17 第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第18条第1項中「第14条の8」の次に「若しくは第14条の14」を加え、「及び第4項」を「又は第4項」に、「、第20条の3第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項」に、「同条第4項の」を「同条第4項又は第5項の」に改め、「第14条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3

第2項第1号」を「同条第2項」に、「又は第5項」を「から第6項まで」に、「若しくは同条第2項各号」を「、同条第2項各号」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「第11条若しくは」を「第11条、」に、「の額若しくは第14条の8」を「、第14条の8若しくは第14条の14」に改め、「第20条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第14条の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第2項第1号」を「同条第2項」に、「若しくは同条第2項各号に定める額」を「、同条第2項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額」に改める。

第20条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、「この条」を「この号」に改め、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額をして得た額が第14条の17に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額）とする。

(1) 総所得金額等合算額が、基礎控除金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 総所得金額等合算額が、基礎控除金額に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
- (3) 総所得金額等合算額が、基礎控除金額に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額
- ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額
- イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第14条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第4項中「被保険者均等割額の」及び「第1項中」を削り、「、第2項中」を「、同項中」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、同項中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第4項中「後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、同項中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条第5項中「介護納付金賦課限度額」との次に「、同項中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「第14条の6に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第14条の17に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、同項中「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第3項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の16第2項」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額(第20条第5項、第20条の3第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項又は前条第6項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第2項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の柏原市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(改正後の条例第14条の17の規定を除く。)は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条の17の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、改正後の条例第14条の17中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。

議案第 2 1 号

国民健康保険診療所条例の廃止について

国民健康保険診療所条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

国民健康保険診療所条例を廃止する条例

国民健康保険診療所条例（昭和41年柏原市条例第48号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号

柏原市下水道条例の一部改正について

柏原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市下水道条例の一部を改正する条例

柏原市下水道条例（昭和63年柏原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（排水設備等の工事の実施）

第8条 排水設備等の新設等の工事は、次に掲げる工事を除き、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

第30条第4項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

令和7年度柏原市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度柏原市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度柏原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「942,221千円」を「969,168千円」に、「52,098千円」を「79,045千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 849,529千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,533千円、過年度損益勘定留保資金 126,754千円及び当年度損益勘定留保資金 669,242千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 849,576千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,982千円、過年度損益勘定留保資金 126,754千円及び当年度損益勘定留保資金 666,840千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,337,283千円	26,900千円	1,364,183千円
第1項 企 業 債	1,017,300千円	26,900千円	1,044,200千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,186,812千円	26,947千円	2,213,759千円
第1項 建設改良費	942,221千円	26,947千円	969,168千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
流域下水道事業	51,200千円	78,100千円

令和8年2月16日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			1,337,283	26,900	1,364,183	
	1 企 業 債		1,017,300	26,900	1,044,200	
		1 企 業 債	1,017,300	26,900	1,044,200	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			2,186,812	26,947	2,213,759	
	1 建 設 改 良 費		942,221	26,947	969,168	
		4 建 設 負 担 金	52,098	26,947	79,045	

令和7年度柏原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位 千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	78,592
	減価償却費	1,366,784
	貸倒引当金の増減額	△ 137
	賞与引当金の増減額	1,591
	退職給付引当金の増減額	6,765
	長期前受金戻入額	△ 550,089
	支払利息	194,697
	固定資産除却費	5,615
	業務活動に伴う未収金の増減額	109,868
	業務活動に伴う未払金の増減額	50,833
	小計	1,264,519
	利息の支払額	△ 194,697
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,069,822
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,736,376
	無形固定資産の取得による支出	△ 70,741
	国庫補助金等による収入	171,869
	受益者負担金等による収入	13,458
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,621,790
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,044,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,243,591
	他会計からの出資による収入	112,462
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,929
4	資金増減額	△ 638,897
5	資金期首残高	1,188,630
6	資金期末残高	549,733

令和7年度柏原市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,186,892	
	ロ 建 物	446,809		
	減価償却累計額	<u>△ 139,338</u>	307,471	
	ハ 構 築 物	39,185,917		
	減価償却累計額	<u>△ 11,653,219</u>	27,532,698	
	ニ 機 械 及 び 装 置	4,209,767		
	減価償却累計額	<u>△ 1,376,331</u>	2,833,436	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,889		
	減価償却累計額	<u>△ 2,828</u>	1,061	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,194		
	減価償却累計額	<u>△ 435</u>	759	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>223,521</u>	
	有形固定資産合計			32,085,838
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		2,400,070	
	ロ 電 話 加 入 権		<u>1,882</u>	
	無形固定資産合計			<u>2,401,952</u>
	固 定 資 産 合 計			34,487,790
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金			549,733
	(2) 未 収 金		230,525	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 47</u>	<u>230,478</u>
	流 動 資 産 合 計			<u>780,211</u>
	資 産 合 計			<u><u>35,268,001</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>13,577,397</u>	
	企業債合計		13,577,397
	(2) 引 当 金		
	イ 退職給付引当金	<u>84,333</u>	
	引当金合計		<u>84,333</u>
	固定負債合計		13,661,730
4	流 動 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,188,578</u>	
	企業債合計		1,188,578
	(2) 未 払 金		439,929
	(3) 引 当 金		
	イ 賞与引当金	<u>20,875</u>	
	引当金合計		20,875
	(4) 預 り 金		<u>1,000</u>
	流動負債合計		1,650,382
5	繰 延 収 益		
	(1) 長期前受金		20,360,775
	収益化累計額	<u>△ 6,253,469</u>	
	繰延収益合計		<u>14,107,306</u>
	負債合計		29,419,418

資 本 の 部

6	資 本 金		
			4,450,739
7	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	イ 国庫補助金	573,295	
	ロ その他資本剰余金	<u>721</u>	
	資本剰余金合計		574,016
	(2) 利 益 剰 余 金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>823,828</u>	
	利益剰余金合計		<u>823,828</u>
	剰余金合計		<u>1,397,844</u>
	資 本 合 計		<u>5,848,583</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>35,268,001</u>

補 正 予 算 基 礎 資 料
資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		1,017,300	26,900	1,044,200			
	1 企 業 債	1,017,300	26,900	1,044,200			
					企 業 債	26,900	流域下水道事業債

支 出

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建 設 改 良 費		942,221	26,947	969,168			
	4 建 設 負 担 金	52,098	26,947	79,045			
					負 担 金	26,947	流域下水道建設負担金